最終更新日：2026 年 10 月 14 日

書 名：ラクしてうかる！工事担任者第 1 級デジタル通信
発 行：2024 年 7 月 23 日　第 1 版第 1 刷発行
ISBN：978-4-274-23202-2

2025 年 1 月の法令改正に伴い，以下内容の訂正をお願いします．

頁	該当箇所	誤	正
349	2.2［1］ 端末認定規則 第 3 条	一　アナログ電話用設備又は**移動電話用設備**に接続される電話機，構内交換設備，ボタン電話装置，変復調装置，ファクシミリその他総務大臣が別に告示する端末機器（第三号に掲げるものを除く．）［A］ 二　**インターネットプロトコル電話用設備**に接続される電話機，構内交換設備，ボタン電話装置，符号変換装置，ファクシミリその他呼の制御を行う端末機器［E］ 三　**インターネットプロトコル移動電話用設備**に接続される端末機器［F］ 四　無線呼出用設備に接続される端末機器［B］ 五　**総合デジタル通信用設備**に接続される端末機器［C］ 六　**専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備**に接続される端末機器［D］	一　固定電話端末（端末設備等規則第 2 条第 2 項第七号に規定する固定電話端末をいう．）［G］ 二　インターネットプロトコル移動電話端末（端末設備等規則第 2 条第 2 項第九号に規定するインターネットプロトコル移動電話端末をいう．）［H］ 三　専用通信回線設備等端末（端末設備等規則第 2 条第 2 項第十六号に規定する専用通信回線設備等端末をいう．）［P］ 四　第一号から前号までに掲げるもの以外の端末機器（総務大臣が別に告示するものに限る．）［Q］ 総務省告示　令和 6 年　第 358 号 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則第 3 条第 1 項第四号の規定に基づき，技術基準適合認定及び設計についての認証の対象となる端末機器を次のように定める． 一　移動電話用設備に接続される端末機器（端末機器の技術基準適合認定等に関する規則第 3 条第 1 項第二号に掲げるものを除く．）［Q］ 二　無線呼出用設備に接続される端末機器［Q］
349	2.2［1］ 側注 重要	A：アナログ電話用設備，移動電話用設備 B：無線呼出用設備 C：総合デジタル通信用設備 D：専用通信回線設備，　デジタルデータ伝送用設備 E：インターネットプロトコル電話用設備 F：インターネットプロトコル移動電話用設備	G：固定電話端末 H：インターネットプロトコル移動電話端末 P：専用通信回線設備等端末 Q：移動電話用設備に接続される端末機器，無線呼出用設備に接続される端末機器

<table>
<tr><th>頁</th><th>該当箇所</th><th>誤</th><th>正</th></tr>
<tr><td>350</td><td>端末認定規則
様式第 7 号　表</td><td>
<table>
<tr><th>端末機器の種類</th><th>記号</th></tr>
<tr><td>一　第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる端末機器</td><td>A</td></tr>
<tr><td>二　第 3 条第 1 項第 2 号に掲げる端末機器</td><td>E</td></tr>
<tr><td>三　第 3 条第 1 項第 3 号に掲げる端末機器</td><td>F</td></tr>
<tr><td>四　第 3 条第 1 項第 4 号に掲げる端末機器</td><td>B</td></tr>
<tr><td>五　第 3 条第 1 項第 5 号に掲げる端末機器</td><td>C</td></tr>
<tr><td>六　第 3 条第 1 項第 6 号に掲げる端末機器</td><td>D</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><th>端末機器の種類</th><th>記号</th></tr>
<tr><td>一　第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる端末機器</td><td>G</td></tr>
<tr><td>二　第 3 条第 1 項第 2 号に掲げる端末機器</td><td>H</td></tr>
<tr><td>三　第 3 条第 1 項第 3 号に掲げる端末機器</td><td>P</td></tr>
<tr><td>四　第 3 条第 1 項第 4 号に掲げる端末機器</td><td>Q</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>350</td><td>端末認定規則
様式第 7 号　補足</td><td>様式第 7 号の注 3 に，….</td><td>様式第 7 号の注 4 に，….</td></tr>
<tr><td colspan="4">350～352 頁の問題のうち，問 1 ～問 4 の問題は，改正された規則に合わせて変更された問題が出題されます．</td></tr>
<tr><td>360
～
361</td><td>3.1［1］
端末設備
第 2 条</td><td>二　「アナログ電話用設備」とは，電話用設備であって，端末設備又は自営電気通信設備を接続する点においてアナログ信号を入出力とするものをいう．
三　「アナログ電話端末」とは，端末設備であって，アナログ電話用設備に接続される点において 2 線式の接続形式で接続されるものをいう．
：
六　「インターネットプロトコル電話用設備」とは，電話用設備であって，端末設備又は自営電気通信設備との接続においてインターネットプロトコルを使用するものをいう．
七　「インターネットプロトコル電話端末」とは，端末設備であって，インターネットプロトコル電話用設備に接続されるものをいう．
：
十二　「総合デジタル通信用設備」とは，電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であって，主として 64 キロビット毎秒を単位とするデジタル信号の伝送速度により，符号，音声その他の音響又は影像を統合して伝送交換することを目的とする電気通信役務の</td><td>二及び三　削除
：
六　「固定電話用設備」とは，電話用設備であって，電気通信番号規則別表第 1 号に掲げる固定電話番号を使用して提供する音声伝送役務の用に供するものをいう．
七　「固定電話端末」とは，端末設備であって，固定電話用設備に接続されるものをいう．
：
十二及び十三　削除
：
二十　削除
：
総務省告示　令和 6 年　第 357 号第 1，第 2，第 3
固定電話端末等　固定電話用設備に接続される端末設備又は自営電気通信設備．
アナログ電話用設備　端末設備又は自営電気通信設備を接続する点においてアナログ信号を入出力する電話用設備．
アナログ電話端末等　固定電話端末等であって，アナログ電話用設備に接続される点に</td></tr>
</table>

頁	該当箇所	誤	正
		用に供するものをいう． 十三　「**総合デジタル通信端末**」とは，端末設備であって，**総合デジタル通信用設備**に接続されるものをいう． ： 二十　「**直流回路**」とは，端末設備又は自営電気通信設備を接続する点において 2 **線式**の接続形式を有するアナログ電話用設備に接続して電気通信事業者の**交換設備の動作の開始及び終了の制御**を行うための回路をいう．	おいて 2 線式の接続形式で接続されるもの． 直流回路　電気通信回線設備に接続して電気通信事業者の交換設備の動作の開始及び終了の制御を行うための回路をいう． 総合デジタル通信端末等　固定電話端末等であって，端末設備又は自営電気通信設備を接続する点において主として 64 キロビット毎秒を単位とするデジタル信号の伝送速度により，符号，音声その他の音響又は影像を統合して伝送交換する事業用電気通信設備に接続されるもの．
362～366 頁の問題のうち，問 1 ～問 5，問 7，問 9 の問題は，改正された規則に合わせて変更された問題が出題されます．			
368	3.2［4］ 端末設備 第 6 条	一　**絶縁抵抗**は，使用電圧が 300 **ボルト以下**の場合にあっては，0.2 **メガオーム以上**であり，300 **ボルトを超え** 750 **ボルト以下の直流及び** 300 **ボルトを超え** 600 **ボルト以下の交流**の場合にあっては，0.4 **メガオーム以上**であること． 二　**絶縁耐力**は，使用電圧が 750 ボルトを超える直流及び 600 ボルトを超える交流の場合にあっては，その**使用電圧の** 1.5 **倍の電圧**を連続して 10 **分間**加えたときこれに耐えること．	一　**絶縁抵抗**は，使用電圧が 250 **ボルト以下**の場合にあっては，2 **メガオーム以上**であること． 二　**絶縁耐力**は，使用電圧が 250 ボルトを超える場合にあっては，2 500 ボルトの電圧を連続して 1 分間加えたときこれに耐えること．
368	3.2［4］ 側注 重要	絶縁抵抗：300 ボルト以下の場合は，0.2 メガオーム以上．300 ボルトを超え 750 ボルト以下の直流及び 300 ボルトを超え 600 ボルト以下の交流の場合は，0.4 メガオーム以上． 絶縁耐力：750 ボルトを超える直流及び 600 ボルトを超える交流の場合は，使用電圧の 1.5 倍の電圧を 10 分間加える．	絶縁抵抗：250 ボルト以下の場合は，2 メガオーム以上． 絶縁耐力：250 ボルトを超える場合は，2 500 ボルトの電圧を連続して 1 分間加えたとき耐える．
369～378 頁の問題のうち，問 7～問 10 の問題は，改正された規則に合わせて変更された問題が出題されます．			
379～385 頁において，「アナログ電話端末」は，「アナログ電話端末等」に改正され，端末設備規則で定められていた内容は，総務省告示で定められることとなりました．一部の規定に変更はあるものの，試験対策としては，名称を「アナログ電話端末等」と読み替えて学習を進めれば十分対応できます．			
390	3.5	1　インターネットプロトコル電話端末	1　固定電話端末
390	3.5［1］ 端末設備 第 32 条の 2	インターネットプロトコル電話端末は，次の機能を備えなければならない．	固定電話端末は，次の機能を備えなければならない．
390	3.5［2］ 端末設備 第 32 条の 3	インターネットプロトコル電話端末は，発信に関する次の機能を備えなければならない．	固定電話端末は，発信に関する次の機能を備えなければならない．

頁	該当箇所	誤	正
390	3.5［1］ 側注 重要	インターネットプロトコル電話端末の機能を覚えましょう．…	固定電話端末の機能を覚えましょう．…